

1964年3月27日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分~午後5時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真英	6番	仲村里城
7番	稲嶺正康	8番	石田英	9番	安大宮盛幸
10番	又吉正弘	11番	石川喜永	12番	仲村里城
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	安大宮盛幸
16番	官里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	仲村里城
20番	仲村盛光	21番	古波清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

19番 武島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	民生課長	当山全喜	住民課長	仲村吉
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第11号, 宜野湾市消防機関設置について。
- " 2. 議案第12号, 宜野湾市消防職員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の設定について。
- " 3. 議案第13号, 宜野湾市消防団員の定員, 任免, 給与, 報務等に関する条例の設定について。
- " 4. 議案第14号, 寄附による財産の取得について。
- " 5. 陳情第2号, 公設市場使用料値下げ方について。
- " 6. 諮問第2号, 市有財産の管理及び処分について。
- " 7. 陳情第1号, 道路工事早急施工方陳情について。

1964年3月27日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分～午後5時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真大	6番	天仲村盛春
7番	稲嶺正康	8番	石田真英	9番	天安里盛安
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇昌助
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	大宮城盛
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸
20番	仲村盛光	21番	古波清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

19番 武島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	民生課長	当山全喜	住民課長	仲村春信
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第11号、宜野湾市消防機関設置について。
" 2. 議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定について。
" 3. 議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、報務等に関する条例の設定について。
" 4. 議案第14号、寄附による財産の取得について。
" 5. 陳情第2号、公設市場使用料値下げ方について。
" 6. 諮問第2号、市有財産の管理及び処分について。
" 7. 陳情第1号、道路工事早急施工方陳情について。

日程第8. 議案第10号, 宜野湾市附属機関の設置について.

8. 会議の^取概末

議長~出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて, 議
会^会成立致しますので只今より本日(第3日目)の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長~日程の件について皆様さにお諮りしたいことがありますので, 暫休
憩致します。

議長~暫休憩致します。(午前10時42分)

議長~再開致します。(午前11時10分)

議長~追加案件がありますので先の申合せのように日程追加をお願いいた
します。
日程第22. 議案第14号, を追加願います。議案第14号, 寄附
による財産の取得について。
それから日程第23. 諮問第2号, 市有財産の管理及び処分につい
て。
次は陳情第1号, 道路工事早急施工方陳情についてを追加願います
日程25に陳情第2号, 公設市場使用料値下方陳情について。

議長~日程の順に従いまして, 議案第11号宜野湾市消防機関設置につい
てを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが
委員会より報告書がまいつておりますので, 一応事務局長をして朗
読せしめます。

議長~総務委員長の報告を求めます。

総務委員長~審査の経過を御報告申し上げます。
去つた16日の本会議において総務委員会に付託されました本議案
における審査を行いました。報告書にもありますとおり本議案の内
容は消防組織法の第7条に基き各市町村の消防事務を円かつならし
めるために, それぞれの機関設置をしなければならぬというふう
に義務づけられておる内容であります。そこで本市におきましては
従来その機関の一部が設置されそして消防行政が行われている現状
であります。然し本市の消防組織或は消防施設の内容を検討いたし
ました所が従来の一部ではすでに規模や或は消防施設におきま
した上部機関をおく必要が生じて来た訳であります。
したがいまして本委員会におきましては現在の施設の内容或は他の
面と比較検討致しましたが本議案にありまうように3つの部を設
置して, そして消防行政の効果を或は消防事務の処理を円かつならし

日程第8. 議案第10号, 宜野湾市附属機関の設置について.

8. 会議の復未

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議
会成立致しますので只今より本日(第3日目)の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長～日程の件について皆様さにお諮りしたいことがありますので、暫休
息致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時42分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～追加案件がありますので先の申合せのように日程追加をお願いいた
します。

日程第22. 議案第14号, を追加願います。議案第14号, 寄附
による財産の取得について。

それから日程第23. 諮問第2号, 市有財産の管理及び処分につい
て。

次は陳情第1号, 道路工事早急施工方陳情についてを追加願います
日程25に陳情第2号, 公設市場使用料値下方陳情について。

議長～日程の順に従いまして、議案第11号宜野湾市消防機関設置につい
てを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが
委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗
読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～審査の経過を御報告申し上げます。

去つた16日の本会議において総務委員会に付託されました本議案
における審査を行いました。報告書にもありますとおり本議案の内
容は消防組織法の第7条に基き各市町村の消防事務を円かつならし
めるために、それぞれの機関設置をしなければならぬというふう
に義務づけられておる内容であります。そこで本市におきましては
従来その機関の一部が設置されそして消防行政が行われている現状
であります。然し本市の消防組織或は消防施設の内容を検討いたし
ました所が従来の一部ではすでに規模や或は消防施設におきまして
も上部機関をおく必要が生じて来た訳であります。

したがいまして本委員会におきましては現在の施設の内容或は他の
面も比較検討致しましたが本議案にありますように3つの部を設置
して、そして消防行政の効果を或は消防事務の処理を円かつならし

めるために本議案が適切な処置であるというふうに認定いたします。また、原案通り可決してしからざるべきものと決定いたしました。消防職員の訓練をすすめるために、或は委員会の附帯意見といたしまして、従来消防職員の訓練をすすめるために、或は団員のいろいろな消防知識を高ようを図るために、地区消防又は沖繩消防といったような機関を活用いたしましてやっております。これからは、消防施設の拡充、或は規模が尚大きくなることによつて、そういうような機関も設置する必要があるかというふうな意見も一致して、そして、将来そういう機関設置も検討すべきであるという要望意見を出しております。以上かんと、御報告申し上げます。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時21分)

議長～再開致します。(午前11時23分)

議長～質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別にならざるやうであります。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを表決に付します。

議長～本案について委員会案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第11号、宜野湾市消防機関設置については委員会案通り可決決定いたします。

議長～次は議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等

めるために本議案が適切な処置であるというふうに認定いたします
して原案通り可決してしかるべきものと決定いたしました訳であります
尚又委員会の附帯意見といたしまして従来消防職員の訓練をするた
めに或は団員のいろいろな消防知識を高ようを図るために地区消防
或は沖縄消防といったような機関を活用いたしましてやつておりま
すが、これから消防施設の拡充と或は規模が尚大きくなることによ
つて、そういったような機関も設置する必要があるかというふうな
意見も一致してそして将来そういう機関設置も検討すべきである
という要望意見を出しております以上かんたんに御報告申し上げま
したが尚又詳細にわたつては御質問にお答えしたいと思っております
以上報告を終ります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時21分)

議長～再開致します。(午前11時23分)

議長～質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思ひますが、
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることと致します

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別にないようであります但し討論を省略することに御異議ございませ
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたし
ます。

議長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを表決に付します。

議長～本案について委員会案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第11号、宜野湾市消防機関設置につ
いては委員会案通り可決決定いたします。

議長～次は議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の設定についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

事務局長～委員長の報告に先立ちまして加入事項がございますので御願いたします。報告書の2枚目の方に付帯意見として第9条第2項特種勤務手当については一般条例の特種勤務手当もほ含したところの特種勤務手当支給条例を別に定めた方が望しい。

総務委員長～審査についての御報告を申し上げます。先の機関設置の議案が決定されましてそれにあるところの消防本部及び消防設置の管理運用で、この条例が必要になり、今度制定するようになっております。そこで本議案に対しましては~~逐~~条的に慎重に検討してまいりました訳であります。そこで最も問題となっております所の定員及び給与の面或はその他服務任免についても重点的に検討いたしましたところ報告書にありますとおり原案を一部修正して可決してしかるべきものと決定いたしております。それについての理由も報告書に盛られておりますので、その他の面につきましては御質問にお答えしたいと思っております。よろしく御検討願いたいと思っております。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時3分)

議長～再開致します。(午後12時5分)

議長～質疑がなければ打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の聲がございますが省略することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

に関する条例の設定についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

事務局長～委員長の報告に先立ちまして加入事項がございますので御願いたします。報告書の2枚目の方に付帯意見として第9条第2項特種勤務手当については一般条例の特種勤務手当も含まれたところの特種勤務手当支給条例を別に定めた方が望しい。

総務委員長～審査についての御報告を申し上げます。先の機関設置の議案が決定されましてそれにあるところの消防本部及び消防設置の管理運用で、この条例が必要になり、今度制定するようになっております。そこで本議案に対しましては逐条的に慎重に検討してまいった訳であります。そこで最も問題になっております所の定員及び給与の面或はその他服務任免についても重点的に検討いたしましたところ報告書にありますとおり原案を一部修正して可決してしかるべきものと決定いたしております。それについての理由も報告書に盛られておりますので、その他の面につきましては御質問にお答えしたいと思っております。よろしく御検討願いたいと思っております。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時3分)

議長～再開致します。(午後12時5分)

議長～質疑がなければ打ち切りたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の聲がございますが省略することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め本案に対する討論を省略することに決定致します。

議長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。
総務委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議長～議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、給与、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参りつておりますので、事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査経過を御報告申し上げます。先の議案第11号、第12号とも関連いたしました機関設置をしたためにそこに消防団の非常勤消防団の運用規程になつております。
それ従来ありました消防団の条例がこの条例設定によつて廃止されるという事でありまして現行の条例にも比較検討しながら逐条的の慎重に検討して参つた訳であります。内容及び結果においては報告書に盛つてありますが特にこの議案は非常勤の消防団の定員、任免、給与及び服務等についての条例でありまして特に主眼をおきましたのは常備職員を補充して消防機能を充分発揮していくこの常備隊員の任務であります。そこで定員、任免、給与及び服務等について主眼をおき若干字くの修正と条文の修正をやつて可決すべきものと決定した訳であります。その修正の箇所及内容については報告書にございまして、それを検討していただきまして、尚又他に詳細にわたる面につきましては御質問にお答えしたいと思つております以上簡単に御報告申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～先き程条例で団員というのは非常勤であるというふうに承つておりますが、この第10条の給与の方で2項の3号に(宜野湾市職員の給与に関する条例)を加入したのはどういう理由か。

議 長～御異がないものと認め本案に対する討論を省略することに決定致します。

議 長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。
総務委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議 長～議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、給与、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参りっておりますので、事務局長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査経過を御報告申し上げます。先の議案第11号、第12号とも関連いたしまして機関設置をしたためにそこに消防団の非常勤消防団の運用規程になっております。
それ従来ありました消防団の条例がこの条例設定によつて廃止されるという事でありまして現行の条例にも比較検討しながら遂条的に慎重に検討して参つた訳であります。内容及び結果においては報告書に盛つてありますが特にこの議案は非常勤の消防団の定員、任免、給与及び服務等についての条例でありまして特に主眼をおきましたのは常備職員を補充して消防機能を充分發揮していくこの常備隊員の任務であります。そこで定員、任免、給与及び服務等について主眼をおき若干字くの修正と条文の修正をやつて可決すべきものと決定した訳であります。その修正の箇所及び内容については報告書にございますので、それを検討していただきまして、尚又他に詳細にわたる面につきましては御質問にお答えしたいと思つております以上簡単に御報告申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

10番～先き程条例で団員というのは非常勤であるというふうに承つておりますが、この第10条の給与の方で2項の3号に(宜野湾市職員の給与に関する条例)を加入したのはどういう理由か。

総務委員長～お答え申し上げます。只今の御質問は第10条の2項3号ですかこれにつきましては団員に給与する場合は2項でいう市職員の条例を適用する。準用するんだという条文でありまして。必ずしも給与を支給するんだということではないようであります。これにははつきり報酬と費用弁償、それから特殊勤務手当、宿直手当というふうに限定されておりますが。その方法については1号、2号、3号を準用するということになっております。支給の方法についてはですね。

10番～非常勤であればもち論1号、2号は適用すると思いますが、いわゆる今先の説明ではこれは適用しないというようなお答えありますが不要なものを入れなければならないという理由は何か。

議長～暫休憩致します。(午後3時25分)

議長～再開致します。(午後3時27分)

1番～審査の過程におきまして今までの条例を資料として提案されております。消防団条例との関連性はどうかお伺いいたします

総務委員長～お答えします。現行消防団の条例とも比較検討しておりますが現行の消防団条例は非常勤、常勤、全消防団を含めての条例であります。そこで今回設定されますところのこの条例は非常勤団員だけに適用する条例でありまして、若干関連する部面もあるかと思えますが、各々その性質においては全然異つた条例の性格があるんじゃないかとかこういうふうに考えております。

1番～只今の御見解は宜野湾市消防団条例は依然として効力を発揮するということでございますね。

委員長～いいえ、その場合にこの条例の施行によつて従来の消防団条例は同時に廃止されるということがはつきり附則でうたわれております。

8番～第11条の見なし規定について一寸2つの件についてお伺いいたします。いわゆる団員以外で市長、消防長、消防署長或は消防団長の命令並びに要請をした時というふうにあります。どういう時にこの命令或は要請をするかですね。もう1つは団員外ではあるんだがこういう災害行使とか或は事務的仕事は実際問題としてその消防車が来た時には既にちん火していたと、或は救助していたといふつた場合に、これは命令とか要請ではないんだが、つまり既に救助活動に相当な活やくをしていたというものに対する問題この2点について特殊勤務手当を支給するので、こういう2点についてお尋ねします。

総務委員長～お答え申し上げます。只今の御質問は第10条の2項3号ですかこれにつきましては団員に給与する場合は2項でいう市職員の条例を適用する。準用するんだという条文でありまして、必ずしも給与を支給するんだということではないようであります。これにははつきり報酬と費用弁償、それから特殊勤務手当、宿直手当というふうに限定されておりますが、その方法については1号、2号、3号を準用するということになっております。支給の方法についてはですね。

10番～非常勤であればもち論1号。2号は適用すると思いますが、いわゆる今先の説明ではこれは適用しないというようなお答えありますが不要なものを入れなければならないという理由は何か。

議長～暫休憩致します。(午後3時25分)

議長～再開致します。(午後3時27分)

1番～審査の過程におきまして今までの条例を資料として提案されております。消防団条例との関連性はどうかお伺いいたします

総務委員長～お答えします。現行消防団の条例とも比較検討しておりますが現行の消防団条例は非常勤、常勤、全消防団を含めての条例であります。そこで今回設定されますところのこの条例は非常勤団員だけに適用する条例でありまして、若干関連する部面もあるかと思いますが、各々その性質においては全然異つた条例の性格があるんじゃないかとかういうふうに考えております。

1番～只今の御見解は宜野湾市消防団条例は依然として効力を発揮するということとありますですね。

委員長～いいえ、その場合にこの条例の施行によつて従来の消防団条例は同時に廢止されるということがはつきり附則でうたわれております。

8番～第11条の見なし規定について一寸2つの件についてお伺いいたします。いわゆる団員以外で市長、消防長、消防署長或は消防団長の命令並びに要請をした時というふうにあります。どういふ時にこの命令或は要請をするかですね。もう1つは団員外ではあるんだがこういう災害行使とか或は事務的仕事は実際問題としてその消防車が来た時には既にちん火してたと、或は救助していたといふつた場合に、これは命令とか要請ではないんだが、つまり既に救助活動に相当な活やくをしていたというものに対する問題この2点について特殊勤務手当を支給するので、こういう2点についてお尋ねします。

総務委員長～この見なし規定につきましては団員以外というのは各部落にある自衛消防団を指しているんじゃないかと思っております。この従来消防団の条例の中にその分団も含めて消防団ということになつていましたが然しこの条例では各部落にある消防団は一応除外されておりますので団員以外の指導者というのは、そういうことを指しているのではないかと思っております。そこで若しそういう団体がいわゆる各部落の分団が出動した場合はこの第10条の規定を適用して危険の任務に当つたというふうなことで支給するというような内容じゃないかというふうな考へております。もう1点についてはおそろしくその地域以外の分団がどうしても他地域の人手不足でその分団の出動がなければならぬという場合は他地域であつてもその部落の分団に出動を要請される場合には自衛消防団や消防署長の要請に依つたという場合には自衛消防団や消防署長に先づかけつけなくても当然そこに自衛消防団や消防署長は先づかけつけてきてその災害防止に当らなければならぬという場合に要請するしないは別として当然やるべきですが、そこは又その分団が団員と見なされれば即ち要請によつて出動したというふうに見なされた場合は特殊手当を支給するんだというように立っております。

8 番～これは要請された場合、命令された場合はよく分りますけれども、結局この第11条はあくまでも見なし規定ですからね。団員以外で何等命令とかは要請がなかつたんだがいわゆる道義的意味でこればしのびないと、これはたれしもそうだろうと思ふんですが、救助したほ仕するといつた場合に事後においていわゆる事後承認という形でもするのかわすね、又命令でもない要請でもないからこの規定にはあてはめられない、実際問題としてはその活動面においては充分な効果を表しようにも値するだろうと思ふんですがね。こういう場合の取扱いです。あくまでも命令、要請をもつてのこの規定があるかお伺いいたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後3時42分)

議 長～大体質疑もつきたようですが、本案に対する質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので本案に対する質疑を打切ることいたします。

総務委員長～この見なし規定につきましては団員以外というのは各部落にある自衛消防団を指しているんじゃないかと思っております。この従来の消防団の条例の中にその分団も含めて消防団ということになっていましたが然しこの条例では各部落にある消防団は一応除外されておりますので団員以外の指導者というのは、そういうことを指しているのではないかと思っております。そこで若しそういう団体がいわゆる各部落の分団員が出動した場合はこの第10条の規定を適用して危険の任務に当たったというところで支給するというような内容じゃないかというふうに考えております。もう1点についてはおそらくその地域以外の分団がどうしても他地域の人手不足でその分団の出動がなければならぬといった場合は他地域であつてもその部落の分団に出動を要請される場合には自から市長、消防長、消防署長の要請に依つたということになる訳ですね。その地域において要請しなくても当然そこに自衛消防団や或は警防団は真先にかけてきてその災害防除に当らなければならないという場合に要請するしないは別としてでも当然やるべきですが、そこは又その分団が団員と見なされると即ち要請によつて出動したというふうに見なされた場合は特殊手当を支給するんだという様な解しやくに立っております。

8 番～これは要請された場合、命令された場合はよく分りますけれども、結局この第11条はあくまでも見なし規定ですからね。団員以外で何等命令とか或は要請がなかつたんだがいわゆる道義的意味でこれなしのびないと、これはたれしもそうだろうと思うんですが、救助したは仕するといった場合に事後においていわゆる事後承認という形でもするのかですね、又命令でもない要請でもないんだからこの規定にはあてはめない、実際問題としてはその活動面においては十分な効果を表しようにも値するだろうと思うんですがね。こういった場合の取扱いですね。あくまでも命令、要請をもつてのこの規定であるかお伺いいたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後3時42分)

議 長～大体質疑もつきたようではありますが、本案に対する質疑を打切ることとに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので本案に対する質疑を打切ることといたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がないようでありますので、本案に対する討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第13号宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。

委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時49分)

議 長～日程第22、議案第14号、寄附による財産の取得についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今回の議会が開会されてから実はこの契約案が沖縄遺族連合会と京都の沖縄は賛会と両方の代表が見えて当局の方にこういうふうに契約したいというのが決つたのでこれを提案してありますが、そのいきさつを申し上げますと前に京都から嘉数の高台の慰霊碑を建てたい、そしてその土地を100坪位世話してくれというものだから、南達の事務局からもそれから沖縄遺族会からも見えて一語になつて嘉数の部落の代表者の方々から、それで良いということになつて、その京都の方が土地を買つてそこに京都の慰霊塔を建てる様になつておりますが、本土(京都)と沖縄との関係で京都として沖縄に土地をもつことが出きないということと最初はこの提案も京都の方から譲り受けるようなかっこうになつておつたんだが、そうなるというところと今度は土地の売買を嘉数の部落がいわゆる日本人とやつたというところと又これを布令にふれるおそれがあるので、一応金は京都の方が出すから遺族連合会が土地を買つた形にして、市は遺族連合会

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がないようでありますので、本案に対する討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第13号宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。

委員会通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時49分)

議 長～日程第22。議案第14号、寄附による財産の取得についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今回の議会が開会されてから実はこの契約案が沖縄遺族連合会と京都の沖縄はづかさんと両方の代表が見えて当局の方でこういうふうに契約したいというのが決つたのでこれを提案してありますが、そのいきさつを申し上げますと前に京都から嘉敷の高合の~~家を~~を建てたい、そしてその土地を100坪位世話してくれというものだから、南連の事務局からもそれから沖縄遺族会からも見えて一諾になつて嘉敷の部落の代表者の方々から、それで良いということになつて、その京都の方が土地を買つてそこに京都の~~家を~~を建てる様になつておりますが、本土(京都)と沖縄との関係で京都として沖縄に土地をもつことが出きないということで最初はこの提案も京都の方から譲り受けるようなかつこうになつておつたんだが、そうなるというので今度は土地の売買を嘉敷の部落がいわゆる日本人とやつたというので又これを布令にふれるおそれがあるので、一応金は京都の方が出すから遺族連合会が土地を買う形にして、市は遺族連合会

からこれを譲り受ける形にした方が良いということで只今の案を準備した訳であります。これについてこちらとしては向こうが何故そうするかについては今後どうしてもそこの維持管理については直野湾市に見てもらった方が良いでしょうので、若しそれに経費がかかるんだつたら両方相談して負担して良いから1ツこの契約でよければ譲り受けてもらいたいというふうな事でありましたので一応これを提案してあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時58分)

議長～再開致します。(午後4時21分)

議長～別に質問がなければ本案に対する質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～討論を求めます。

議長～ご意見もないようではありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第14号、寄附による財産の取得についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め全会一致でもつて原案通り可決決定いたします。

議長～日程25、陳情第2号、公設市場使用料値下げについてを議題いたします。事務局長をして朗読せしめます。

からこれを譲り受ける形にした方が良いということで只今の案を準備した訳であります。これについてこちらとしては向こうが何故そうするかについては今後どうしてもそこの維持管理については宜野湾市に見てもらった方が良いでしょう。若しそれに経費がかかるとしたら両方相談して負担して良いでしょう。この契約でよければ譲り受けてもらいたいというふうな事でありましたので一応これを提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時58分)

議 長～再開致します。(午後4時21分)

議 長～別に質問がなければ本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～討論を求めます。

議 長～ご意見もないようではありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第14号、寄附による財産の取得についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め全会一致でもって原案通り可決決定いたします。

議 長～日程25、陳情第2号、公設市場使用料値下げについてを議題といたします。

事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時29分)

議 長～再開致します。(午後4時43分)

議 長～本陳情は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程23。諮問第2号。市有財産の管理及び処分についてを議題と
いたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これを提案いたしましたのは市有財産とありますけれども、元の嘉
敷の小学校敷地の箇所がそのまま市がもっていたんでは市のために
どうかと思いますので、これを処分して個人に売った方が有利ぢや
ないかと考えられますので、これを諮問してある訳であります。
よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時46分)

議 長～再開致します。(午後5時3分)

議 長～諮問第2号市有財産の管理及び処分については質疑の段階において
継続審議といたします。

議 長～只今定刻5時であります本日の日程がまだ終了しておりませんので
時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程24。諮問陳情第1号。道路工事早急施工方についてを議題と
いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時4分)

議 長～再開いたします。(午後5時5分)

議 長～暫休憩致します。(午後4時29分)

議 長～再開致します。(午後4時43分)

議 長～本陳情は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程23.諮問第2号,市有財産の管理及び処分についてを議題と
いたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これを提案いたしましたのは市有財産とありますけれども,元の嘉
敷の小学校敷地の箇所がそのまま市がもっていたんでは市のために
どうかと思いますので,これを処分して個人に売った方が有利ぢや
ないかと考えられますので,これを諮問してある訳であります。
よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時46分)

議 長～再開致します。(午後4時53分)

議 長～諮問第2号市有財産の管理及び処分については質疑の段階において
継続審議といたします。

議 長～只今定刻5時であります本日の日程がまだ終了していませんので
時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程24.諮問陳情第1号,道路工事早急施工方についてを議題と
いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時4分)

議 長～再開いたします。(午後5時5分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時8分)

議 長～再開いたします。(午後5時17分)

議 長～本陳情につきましては質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置についてを議題といたします

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情については財政委員会に付託したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。
尚審査の方法については来る29日までに報告してもらおうと、又審査は休会中も審査願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時37分)

議 長～再開いたします。(午後5時38分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時8分)

議 長～再開いたします。(午後5時17分)

議 長～本陳情につきましては質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置についてを議題といたします

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情については財政委員会に付託したいと思いますが御異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。
尚審査の方法については来る29日までに報告してもらおうと、又審査は休会中も審査願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時37分)

議 長～再開いたします。(午後5時38分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、こぞをもつて本日の会議
を閉ずことにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後5時39分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、こどももつて本日の会議
を閉ずことにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後5時39分)